京都の社会保険労務士さま対象

絶対に知っておきたい労務トラブル対策

弁護士が教える労務対応

京都総合法律事務所主催 労務問題勉強会

同一労働同一賃金 問題社員 残業代請求

クライアントの労働

同題が応信記る

日時と テーマ 2018年 9月12日 (水) 同一労働同一賃金

2018年11月14日(水)問題社員対応

2019年 1月15日(火)残業代請求対応

詳しくは表面を ご覧ください。

※時間はすべて16時~18時で実施します。

会 場

京都総合法律事務所

地下鉄東西線「京都市役所前」駅16番出口より徒歩5分



講師



弁護士 伊山 正和

立命館大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了 修士(法学

1998年 司法試験合格 2000年 弁護十登録

主な取扱分野:労働事件・IT著作権関連事件



弁護士・弁理士 拾井 美香

大学卒業後、生命保険会社勤務を経て、1996年弁理士試験合格・弁理士登録2001年司法試験合格・

2001年司法試験合格2003年弁護十登録

主な取扱分野:労働事件・契約関連・知的財産権・不正競争防止法など

お問い合わせ先/京都総合法律事務所

TEL: 075-256-2560/FAX: 075-256-2561

URL: http://www.kyotosogo-law.com/





当事務所では京都の社会保険労務士様を対象にした「労働問題勉強会」を開催することを決定いたしました。近年、大手広告代理店での社員過労自殺問題や運送会社での残業代請求事件のほか、勤務医による定額年俸を巡る訴訟や去る6月1日に最高裁判決が言い渡された「ハマキョウレックス事件」や「長澤運輸事件」など、数多くの労使紛争が起こっています。そこで、当事務所では、地場の社会保険労務士様との連携を強化し、クライアントの労働問題を未然に防ぐための勉強会を開催し、これまでの事例を法的側面から解説します。就業規則作成時やクライアントへの対応の参考にぜひご参加ください。

【当事務所の労働問題勉強会のポイント】

- ①弁護士が使用者側の観点から時流に沿った労務トラブルを取り上げます!
- ②講師は労働問題を熟知した弁護士が責任をもって務めます!
- ③実際の紛争トラブルをふまえた就業規則の規定のポイントを解説します!
- ④少人数の勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります!
- ⑤勉強会の後は懇親会でもっとフランクに話せます!

1回参加 2,000円 (税込) 3回まとめての参加 5,000円 (税込) 参加費用は当日、勉強会会場で頂戴いたします。

顧問先様は無料

参加 特典

今回の勉強会にご参加の方へ 特典がございます。 01 無料相談(初回60分)

- 02 テーマ毎の法的留意点を踏まえた就業規則作成アドバイス
- ▼さらに、当勉強会を機に顧問契約を結んでいただいた場合
- 03 クライアントの法律相談を無料で実施(初回60分)
- 04 クライアント向けの勉強会、企業内研修を無料で実施 ※詳しくは当日配布する「士業向け顧問契約プラン」をご参照ください。

ファックスでお申込みの方は、下記欄にご記入いただき、

FAX. 075-256-2561

まで送信ください。

お申込み締切/平成30年9月10日(月)

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

FAX用お申込み欄

貴事務所名		ご担当者様名	νυ
ご出席者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	₸		
ご連絡先 電話番号	() –	メール アドレス	
参加を希望される勉強会にくをつけてください。 □すべて □同一労働同一賃金(9/12) □問題社員対応(11/14) □残業代請求対応(1/15) □懇親会参加 □懇親会参加 □懇親会参加 ※懇親会は18時より実施します(任意参加)。参加費用として3,000円を頂戴します。			